

# 義務教育費国庫負担制度の沿革

年度	摘 要	給与負担	任命権者
明治29年	教員年功加俸国庫補助法 ・教員の俸給の一部を国庫補助	市町村、国	
33年	市町村立小学校教育費国庫補助法 ・国庫補助を拡充 改正小学校令 ・授業料徴収を廃止し、義務教育無償制を実現	市町村、国	
大正7年	市町村義務教育費国庫負担法 ・市町村財政の負担軽減と教育の改善とを目的として教員の俸給の一部を国が負担。	市町村、国	国の機関としての知事
昭和15年	義務教育費国庫負担法 市町村立小学校教員俸給及び旅費の負担に関する件（勅令） ・市町村財政力の不均衡拡大を背景に、定額負担制から実支出額の1/2国庫負担制へ。 ・給与負担を市町村負担から道府県負担へ。	道府県、国	知事
23年度	教育公務員特例法制定 市町村立学校職員給与負担法 ・給与費等の都道府県負担を制定。	都道府県、国	市町村又はその教育委員会
25年度	義務教育費国庫負担制度の廃止 ・地方財政平衡交付金制度が創設され、これに吸収（昭和24年シャープ勧告）。	都道府県	〃
28年度	義務教育国庫負担法 ・義務教育無償の原則に則り、「国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障する」ため、教職員の給与費等の実支出額の1/2国庫負担。	都道府県、国	市町村教育委員会
32年度	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	〃	都道府県・指定都市教育委員会
49年度	義務教育費国庫負担法の改正 ・学校栄養職員を国庫負担の対象へ。	〃	〃
60年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・旅費及び教材費の一般財源化	〃	〃
平成13年度	市町村立学校職員給与負担法及び義務教育費国庫負担法の改正 ・再任用教職員及び非常勤講師を標準定数の範囲で国庫負担対象化。	〃	〃
15年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・共済費長期給付及び公務災害補償基金負担金の一般財源化	〃	〃
16年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・退職手当及び児童手当の一般財源化 ・総額裁量制の導入による限度政令の改正	〃	〃
17年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・17年度限りの暫定措置として4,250億円を減額 ・栄養教諭を新たに国庫負担対象化	〃	〃
18年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・国庫負担割合の1/2→1/3への変更 ・公立養護学校整備特別措置法廃止に伴う義務・養護の国庫負担金の一元化。 市町村立学校職員給与負担法の改正 ・都道府県が負担する教職員給与費等の範囲を明確化	〃	〃
20年度	市町村立学校職員給与負担法等の改正 ・副校長、主幹教諭及び指導教諭を新たに国庫負担対象化	〃	〃
29年度	義務教育費国庫負担法等の改正 ・指定都市立学校の県費負担教職員の給与負担を指定都市へ移譲するとともに、指定都市を国庫負担金の交付対象へ	都道府県、指定都市、国	〃